

令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則の規定に基づき、現職教員に対し教育職員免許状を取得するために必要な単位を修得させ、併せて本県における現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 名称 令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習 ※履歴対象研修

3 主催 沖縄県教育委員会

4 開設科目及び日程等

「令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画（特別支援学校教諭二種免許状）」による。

5 会場 オンライン（Zoom）

6 指導大学 国立大学法人琉球大学

7 受講申込対象者の条件

次の①～④の条件に全てあてはまる者であること。尚、受講申込は全て所属長（校長等）の許可を必要とする。申込希望者が定員に達した場合は受講者を選抜する。

①沖縄県内の学校に勤務する現職の本務教員（教諭のほか、校長・副校長・教頭・主幹教諭を含む）であること。ただし、今年度に限り、教員としての実務経験3年以上（令和8年5月1日現在）を有し、現在沖縄県内の特別支援学校に勤務する臨時的任用教諭は受講申込可能とする。

②幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校の教諭の普通免許状を保有していること。

③特別支援学校教諭二種免許状の取得を目的に受講する者であること。

（必要単位を修得して免許申請条件が揃い次第、申請を行うこと）

④本講習の期間において、産前・産後の休暇、病気休暇、育児休業、介護休業等でない者。

<特例>

上記②③④を満たす次の者について、今年度に限り、講座の受講人数に余裕がある場合に限って受講を認める。

①現在沖縄県内の特別支援学校に勤務する臨時的任用の実習助手、寄宿舎指導員で、教

論としての実務経験3年以上（令和8年5月1日現在。実習助手、寄宿舎指導員の実務経験年数は含まない）を有し、特別支援学校教諭を目指して教員採用試験を受験する者。

②現在沖縄県内の学校に勤務する再任用教諭で過去に沖縄県教育委員会免許法認定講習を受講し単位を修得している者。

※免許申請には、必要単位に加え、教員として現場で3年以上の実務経験が必要です。単位を取得しても実務経験が満たない場合は、経験年数を満たすまでは免許申請ができませんのでご注意ください。

8 受講料

受講料は徴収しない（県が負担する）。

テキスト代等必要な経費は受講者の負担とする。

9 単位の認定

単位の認定は、各教科とも該当単位の課程として定められた授業時数において、その5分の4以上出席し、筆記試験あるいは報告書等によって、各講師の成績審査に合格した者に「単位修得証明書」を交付する。

10 服務の取扱

原則として「職専免」とする。

11 申込方法

「令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画（特別支援学校教諭二種免許状）」による。

なお、この実施計画については、都合により内容を変更する場合もある。

※本講習は、教育公務員特例法に基づく研修受講履歴記録対象である。しかし、Plant利用対象教員以外（特別支援学校の臨任など）も本講習の対象であることから、申込はPlantでは行わず、各校集約して申込とする。なお、公立学校本務教員は、申込後受講決定通知が届いた後に各自Plantで登録を行うものとする。（研修受講履歴を残すため）Plantの登録方法は、受講決定通知とともに案内する。

令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画
(特別支援学校教諭二種免許状)

1 開設科目及び日程等

「別紙3 令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習実施計画 開設科目等一覧」
のとおり

※台風等の不可抗力により、講義形式の変更及び中止の可能性もあり得る旨、ご承知
おき下さい。

2 申込方法及び申込先（特別支援学校教諭二種免許状取得希望者）

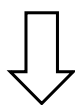
受講希望者は、「様式1」及び「様式2」に必要事項を記入し、早めに学校長に提出。
学校長は受講希望者から提出された書類を取りまとめのうえ、「様式3」及び「様式10」
を作成し、「様式1」とともに市町村教育委員会及び教育事務所を経由して県教育委員会
あて申し込むこと。（国立学校、県立学校及び私立学校にあつては、直接、県教育委員会
あて申し込むこと。）

(1) 公立小学校・中学校の場合（学校で取りまとめて送付すること）

学校長	様式1：Excelデータ ファイル名「(様式1) ○○小【氏名】」 全員分を1つのフォルダに入れて提出 フォルダ名は「(様式1) ○○小」 様式3：Excelデータ 様式10：PDFデータ	紙でも提出
-----	--	-------

6/5 (金)

必着



※氏名等は正しく記入すること。

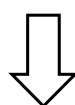
※市町村教委あてのかがみは別途作成すること。

※提出書類に不備等のないように注意すること。

市町村 教育委員会	様式1：各校のフォルダを1つのフォルダに入れて提出 フォルダ名は「(様式1) ○○市」 様式3：各校提出のExcelデータを1つのExcelデータにまとめる 様式10：PDFデータ	紙でも提出
--------------	---	-------

6/12 (金)

必着

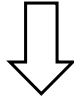


※各校提出データ・書類の不備を確認すること。

※教育事務所あてのかがみは別途作成すること。

教育事務所	様式1：各市町村教委のフォルダを1つのフォルダにまとめる フォルダ名「(様式1) ○○教育事務所」 様式3：各市町村教委の提出Excelデータを1つのExcelにまとめる 様式10：PDFデータ	紙でも提出
-------	--	-------

6/19 (金)
必着



※県教委あてのかがみは別途作成すること。
 ※データが重くメールで提出できない場合は、
 県立学校教育課担当主事まで連絡ください。

県教育委員会	(県立学校教育課)
--------	-----------

(2) 国立学校及び県立学校、私立小中高等学校の場合

学校長	様式1：Excelデータ ファイル名「(様式1) ○○高校【氏名】」 全員分を1つのフォルダに入れて提出 フォルダ名は「(様式1) ○○高校」 様式3：Excelデータ 様式10：PDFデータ	紙でも提出
-----	--	-------

6/19 (金)
必着



※氏名等は正しく記入すること。
 (単位修得証明書にそのまま記載されます。)
 ※県教委あてのかがみは様式10を使用すること。

県教育委員会	(県立学校教育課)
--------	-----------

- ※ ①紙と②電子ファイル (メール添付) の両方で提出すること。
- ※ 電子ファイルは、各市町村、各教育事務所で取りまとめて提出すること。(電子ファイルに入力するデータは、氏名、生年月日についての誤りがないよう注意すること。)
- ※ 受講申込書に記入漏れがある場合は、受講を許可しないので十分に注意すること。
- ※ 締め切りを過ぎた申請は受け付けない。期限を厳守するよう注意すること。

【最終申込・問い合わせ先】 ※管理者を通してお問い合わせください

〒902-8501 那覇市寄宮1丁目2番16号

沖縄県教育庁県立学校教育課特別支援教育室

指導主事 高嶺 賢次 宛

(E-mail: takamike@pref.okinawa.lg.jp)

(TEL: 098-866-2715)

※認定講習に関する問い合わせは各学校の管理職で取りまとめの上、お願いします。

3 受講条件

取得要件（必要単位及び在職年数）を満たした場合には、その年度内に免許状の申請及び履歴変更の手続きをすること。

4 受講者の決定

受講者の決定は「決定受講表 PDF」を、7月中旬を目処に学校長あてに通知する。受講決定者のうち、公立学校本務教員は、受講者決定が通知されたら速やかに Plant での研修申込を行うこと。（研修受講履歴対象のため）。受講者決定通知が届く前に Plant で研修申込を行わないように注意すること。

5 受講辞退

例年、受講者の決定後に辞退申し出があるので、学校行事等との重複がないように事前に調整のうえ申し込むこと。受講者決定後の辞退は、次年度の受講者の決定に影響を及ぼすので、注意すること。

なお、やむをえない事情で受講できなくなった場合は、速やかに教育庁県立学校教育課認定講習 担当まで連絡するとともに、学校長は「沖縄県教育委員会免許法認定講習受講辞退届」（様式 11）を提出すること。Plant での受講辞退申請では行わないこと。

6 免許状取得に必要な要件について（免許法「別表第7」による場合）

免許法別表第7の規定により、特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数は下記のとおりとなっている。

また、幼稚園・小学校・中学校・高等学校教諭の普通免許状を基礎資格とし、当該学校または特別支援学校での教諭（臨任含む）としての実務経験を3年以上必要（休職中などの期間は含めない）とするため、養護教諭免許状による養護教諭としての実務経験や寄宿舎指導員、支援員、相談員での実務経験は含めることはできない。

免許法施行規則に定める科目			単位	本県認定講習開設科目 【設定単位】	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1単位	特別支援教育概論【1単位】	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定められることとなる教育領域)	視覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	視覚障害者の心理・生理・病理【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位	視覚障害者の教育論【1単位】
		聴覚障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	聴覚障害者の心理・生理・病理【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	1単位	聴覚障害者の教育論【1単位】
		知的障害者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	知的障害者教育総論【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		肢体不自由者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	肢体不自由者教育総論【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
		病弱者	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1単位	病弱者教育総論【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	重複・LD等と第2欄で取得する領域以外の全ての領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	2単位	重複障害者教育総論【1単位】
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		LD等教育総論【1単位】
最低修得単位数			6単位以上		

- ※1 本県認定講習にて免許状を取得しようとする場合は、第1欄の「特別支援教育概論（1単位）」、第3欄の「重複障害者教育総論（1単位）」、「LD等教育総論（1単位）」を必ず修得しなければならない。
また、第2欄で3単位以上修得し、第1欄＋第2欄＋第3欄の合計で最低修得単位数の6単位以上を満たす必要がある。
- ※2 本県認定講習にて、免許状に各領域を定めるために修得が必要な第2欄の科目は下記のとおり。
- ・視覚障害者：「視覚障害者の心理・生理・病理（1単位）」＋「視覚障害者の教育論（1単位）」の両方の修得が必要。
 - ・聴覚障害者：「聴覚障害者の心理・生理・病理（1単位）」＋「聴覚障害者の教育論（1単位）」の両方の修得が必要。
 - ・知的障害者：「知的障害者教育総論（1単位）」の修得が必要。
 - ・肢体不自由者：「肢体不自由者教育総論（1単位）」の修得が必要。
 - ・病弱者：「病弱者教育総論（1単位）」の修得が必要。
- ※3 平成19年度以降の新法における第1欄「特別支援教育概論」と第3欄「重複障害者教育総論」、「LD等教育総論」は、全障害種対応になるので、一度修得すれば、第2欄の追加のみで、5障害種に対応する免許状が取得できることになる。
すなわち、平成18年度以前の旧法で、既に盲、聾、養学二種免許状のいずれかを取得済みか又は平成19年度以降の新法において特支二種免許状を取得済みの方が、他の障害種の領域を追加する場合は、当該領域の第2欄のみ取得すればよい。
科目の読み替えについて詳細は「8 免許法改正以前に修得した科目の読み替え」を参照のこと。
- ※4 制度変更により、現在は知的・肢体・病弱者の領域における第2欄の科目について、必要な科目2つを全て網羅して1科目で開設しているが、以前は2科目に分かれていたため、過去2科目のうち1つだけを受講した方は、取得し直して必要な科目を全て満たさなければ、その領域について取得することができないので注意する。

7 修得済科目等の確認について

例年、修得済科目の確認等の問い合わせがあるが、照会は不可としている。

証明書は、再発行できないので、単位修得証明書は紛失等のないように注意すること。

8 免許法改正以前に修得した科目の読み替え

平成19年の免許法の改正により、平成18年度以前の旧法下で修得した科目は、下表のとおり平成19年度以降の開設科目に読み替えることができる。

規則(免許法施行規則)に規定する科目				平成19年度～平成27年度 本県の認定講習開設科目名	平成18年度までの本県の 認定講習開設科目名	
特別支援教育に関する科目	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育概論	障害児の教育 盲教育 聾教育	
	第2欄	特別支援教育領域に関する科目	視覚障害	心理・生理・病理	視覚障害者の心理・生理・病理	盲心理 盲病理
				教育課程・指導法	視覚障害者の教育論	盲教育課程指導法
			聴覚障害	心理・生理・病理	聴覚障害者の心理・生理・病理	聾心理 聾病理
				教育課程・指導法	聴覚障害者の教育論	聾教育課程指導法
			知的障害	心理・生理・病理	知的障害者教育総論	障害児の心理 障害児の病理
				教育課程・指導法		障害児の教育課程指導法
		肢体不自由	心理・生理・病理	肢体不自由者教育総論	障害児の心理 障害児の病理	
			教育課程・指導法		障害児の教育課程指導法	
		病弱	心理・生理・病理	病弱者教育総論	障害児の心理 障害児の病理	
			教育課程・指導法		障害児の教育課程指導法	
		第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理・生理・病理 教育課程・指導法	重複障害者教育総論 LD等教育総論	開設科目なし

※「障害児の心理」「障害児の病理」「障害児の教育課程指導法」の単位は、「知的障害者」、「肢体不自由者」、「病弱者」のいずれか1つの領域の単位として取り扱うことができる。

9 免許状の申請方法

取得要件（必要単位及び在職年数）を満たした場合には、速やかに免許状の申請をすること。申請用紙は沖縄県教育委員会ホームページより「教育職員検定の出願（特別支援学校教諭）【根拠法令：教育職員免許法別表第7】（※1）」をダウンロードして使用すること。

すでに所持している特別支援学校教諭二種免許状または、盲、聾、養学二種免許状へ新教育領域を追加する方は、「教育職員検定の出願（新教育領域追加）【根拠法令：教育職員免許法施行規則第7条第6項】（※2）」をダウンロードして使用すること。

【教育職員免許状個人申請の方法】

<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008490/1008521/1008525/1008527.html>

【様式】

https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/008/527/r80126_kojin_sinseiyousiki_10_betu7.pdf (※1 取得)

https://www.pref.okinawa.jp/res/projects/default_project/page/001/008/527/r80126_kojin_sinseiyousiki_16_ryouikituika7jou6kou.pdf (※2 領域の追加)

【免許状申請の提出先】 ※特別支援学校教諭免許用認定講習の申込先と異なるため注意

〒902-8501 沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号

沖縄県教育庁学校人事課小中学校人事班 教員免許担当

TEL 098-866-2730

※提出は郵送でお願いします。

令和8年度沖縄県教育委員会免許法認定講習時間割表
(特別支援学校教諭二種免許状)

(R8)

日程	第1時限目 9:00～10:30	休憩	第2時限目 10:40～12:10	昼食	第3時限目 13:10～14:40	休憩	第4時限目 14:50～16:20
1日目	講義①②	10分	講義③④	60分	講義⑤⑥	10分	講義⑦⑧
2日目	講義⑨⑩	10分	講義⑪⑫	60分	講義⑬⑭	10分	講義⑮ 試験

- (1) 特別支援教育概論 7月21日(火), 7月22日(水)
- (2) 重複障害者教育総論 7月23日(木), 7月24日(金)
- (3) LD等教育総論 7月27日(月), 7月28日(火)
- (4) 知的障害者教育総論 7月30日(木), 7月31日(金)
- (5) 聴覚障害者の教育論 8月10日(月), 8月12日(水)
- (6) 聴覚障害者の心理・生理・病理 8月13日(木), 8月14日(金)
- (7) 視覚障害者の心理・生理・病理 8月17日(月), 8月18日(火)
- (8) 肢体不自由者教育総論 8月19日(水), 8月20日(木)
- (9) 視覚障害者の教育論 8月21日(金), 8月24日(月)
- (10) 病弱者教育総論 8月28日(金), 8月31日(月)

※上記の実施案は台風等の不可抗力により、講義形式や日程の変更及び中止の可能性もあり得る旨、ご承知おき下さい。講義の変更及び中止については県のHPに掲載します。